

教育民生常任委員会会議録

令和 2 年 2 月 21 日

宮 古 市 議 会

令和元年3月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(2月21日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	4
付託事件審査(3)	5
閉 会	7

宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時
場 所

令和2年2月21日（金曜日） 午前10時
議事堂 委員会室

事 件

[付託事件審査]

- (1) 宮古市印鑑条例の一部を改正する条例
- (2) 宮古市出張診療所条例を廃止する条例
- (3) 宮古市児童館条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

熊 坂 伸 子 委 員 長	坂 本 悦 夫 副 委 員 長
白 石 雅 一 委 員	畠 山 茂 委 員
橋 本 久 夫 委 員	長 門 孝 則 委 員
加 藤 俊 郎 委 員	

欠席委員（0名）

なし

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

市民生活部長	戸 由 忍 君	総合窓口課長	西 村 泰 弘 君
副主幹兼市民窓口係長	吉 田 真 理 君		

(2)

保健福祉部長	中 嶋 良 彦 君	健康課長	早 野 貴 子 君
地域保健医療係長	大 向 守 君		

(3)

保健福祉部長	中 嶋 良 彦 君	こども課長	伊 藤 貢 君
副主幹兼子育て支援係長	中 西 秀 彦 君		

議会事務局出席者

局 長	菊 地 俊 二	主 査	前 川 克 寿
-----	---------	-----	---------

開 会

午前9時52分 開会

○委員長（熊坂伸子君） 皆さんおはようございます。

はい、少し時間に早いですけれども、皆さんお揃いのようなので、始めたいと思います。よろしくお願いいたします。ただいままでの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。本日の案件は、付託事件審査3件、説明事項2件、協議事項1件となります。スムーズな進行にご協力よろしくお願いいたします。なお各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので、省略をいたします。それでは、議案の審査を行います。

○

付託事件審査（1） 宮古市印鑑条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 初めに議案第24号、宮古市印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。畠山委員。

○4番（畠山茂君） おはようございます。よろしくお願いいたします。24号なので、ここで言うと改正前、改正後の表があって、文言を読めばわかるんですが、ちょっと私的に改正の内容がわからない部分もちょっとあるので、もう少しわかりやすく端的に説明いただければと思います。

○委員長（熊坂伸子君） はい、西村総合窓口課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 改正が二つあって、第2条第1項の方は、文言の整備で住民基本台帳法の中で、「本市が備える」という言葉を使っているということで、それに合わせるという内容になります。

それから第2項の「成年被後見人」を「意思能力を有しないもの」に変える部分ですが、これは成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等ということで、成年被後見人というだけで単純に排除しないで、実質的に審判しましょうというふうな国の方針がありまして、それに合わせたものです。

印鑑登録については、国のほうで印鑑登録の事務処理要領というのが決まっているんですけども、その改正が11月にありましたので今回の提案となったものです。成年被後見人については扱いが2種類あって、単純に欠格条項から削除する場合と、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査する内容に改正するという、2種類のやり方があるんですけども、印鑑登録については実質的に審査する方に改正するというので、意思能力を有しないものという条項に変えるという内容でございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。はい、ほかに。はい長門委員。

○14番（長門孝則君） ちょっと参考までになんですけど、これは特に国の準則があったということではないんですか、その辺は。

○委員長（熊坂伸子君） はい、西村課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 国のほうで印鑑登録証明事務処理要領というのをつくってしまして、その中の欠格条項で、今までは15歳未満というのと、成年被後見人というのがあって、国のほうでもそれを意思能力を有しないものに変えたので、それに合わせて条例改正したという内容です。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 2条の1項、本市の実質は特に変わらないですがね、ただ表現がちょっと変わったという。なにか変えたことで、何か変わりますか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） 第1項については、実質的には何も内容は変わらないです。第2項については、あんまり事例はないと思うんですけども、もし成年被後見人になっている人が印鑑登録してきたときに、意思能力があるっていうふうに判断できれば、印鑑登録はできるっていうことになります。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 1項の方はまあ、それでいいと思います。2項の方は成年に限られていたんですが、改正後は、未成年というかそういうふうに私は考えたんですけどもね。改正前は成年被後見人、それから改正後は、もう未成年も含めてというふうに拡大されたなど、そういうふうに私は理解したんですが、その辺はどうですか。

○委員長（熊坂伸子君） 西村課長。

○総合窓口課長（西村泰弘君） ちょっと内容が違うんですけども、成年被後見人というのは、主に自分で財産を管理する能力がないっていう人がいた場合に、家族がこの人は財産管理が危ないから自分でやらないで、後見人をつけて管理させますっていうときにやる制度で、そういう成年被後見人になった人は、財産管理する能力がないから印鑑証明書なんか使わないでしょうっていうことで、今まで単純に欠格条項に入っていたんですけども、国の方針が単純に成年被後見人だから排除するのはだめよっていうことになったので、実質的に意思能力を判断するのに変えたということで、成年・未成年とか、そういう中身ではないです。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） なければこれで質疑を終わります。

これより議案第24号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、討論はないようですので、直ちにお諮りをいたします。議案第24号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案可決すべきものと決定いたしました。

それでは説明員の入れかえを行います。

○

付託事件審査（2） 宮古市出張診療所条例を廃止する条例

それでは次に、議案第26号、宮古市出張診療所条例を廃止する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願います。加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） はい、おはようございます。

私とすれば、その前に確認しないといけないがね。宮古市出張診療所というのがなくなるんですが、この場所はどこですか。

○委員長（熊坂伸子君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） 出張診療所は摂待出張診療所の1カ所となります。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） はい、そうだろうと思って聞いたんですが、それで、以前から私はこれは廃止すべき

だっというお話をずっと主張してきて、やっというか、今回こういうふうに出していただいてありがたいというか、当然なことなんだろうなと思っているんですが。

それで、摂待診療所が廃止になって、これまでもあそこは患者輸送バスも通っているところですし、また県北バスも走っているところですので、摂待地区の方々にとっては、この診療所、廃止されてもそれほどの影響は出ないものと思うんです。

ただし、あそこの建物があそこの地区で、担当課がちょっと違うんですが、あそこの地区では集会場っていうのかな、各種検診とか健康指導等に使ってたと思うんですが、それであそこの診療所を廃止して、解体等々についてはどのように考えてますか。今まで使ってきた施設がなくなるっていうことですので、そのあとのことっていうのはこの担当課ではないために、廃止・解体についての考え方をだけをお聞きしたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 早野健康課長。

○健康課長（早野貴子君） はい、まずは解体についてでございますけれども、来月の上旬まで解体の実施設計について委託しております。その期限が来月の上旬という形になってございます。今その作業が進んでいるところでございます。

はい、集会場としての役割を今まで担ってきておりましたけれども、32分団が完成したことによりまして、そちらのほうに今、接待出張診療所に置かれています地域の物品等がございましたけれども、それを地域の方々が今、移している状況でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 来月っていえば、今年度中に設計して、それで、次年度に解体っていう段取りでいくってことですか。はい、わかりました。

多分、担当課が違うんで、集会場がわりに今まで使ってきたっていうことで、それで今、早野課長が話した、あそこに地区のいろんな、例えば摂待七つものの道具とか、いろんなあれが入ってると思うんですが、それが新しい集会場に持っていけるかどうかっていうところは、別なところで後でお聞きしたいと思います。はい、ありがとうございます。

○委員長（熊坂伸子君） はい、よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） なければ、議案第26号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、討論もないようですので、直ちにお諮りをいたします。

議案第26号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案可決すべきものと決定いたしました。はい。

ここで説明員の入れかえを行います。

○

付託事件審査（3） 宮古市児童館条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） よろしいでしょうか。

はい、それでは次に、議案第25号宮古市児童館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑のある方は挙手を願います。畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい。よろしく願いいたします。まず初めに今回、川内児童館廃止ということで、きつと需要がなかったからだと思うんですが、ここに至った経緯をまずご説明をいただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい。それではお答えいたします。

まず建物はですね、これ旧川井村の時代に建設された建物で、昭和44年4月の開所ということで、50年経過しているということで、老朽化が激しいことから、平成26年の4月から休館しているところでございます。

現在ですね。この川内地区のほうにも、子どもさんいらっしゃるんですけども、未就学児は現在、小国保育所のほうで送迎バスで通園することで、支障なく保育が行われていること、それから地域住民から再開というふうな要望もなかったことからですね、今回の廃止ということで提案させていただいたところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） そうすると、まず一つは建物が古くてということと、もう一つは需要的にはあるんだけど、今バス送迎で、小国のほうで対応できるということなんですね。そうすると、これからも需要があっても、送迎バスのほうで対応できるという判断ということで理解をします。

ちなみに、やっぱり住民の皆さんからの要望として、残せというご意見は特にはなかったんでしょうか。そこだけ。

○委員長（熊坂伸子君） はい、伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい、この条例を上程するに当たって、地域住民の方々とも懇談会を開催させていただいたところですね、特に再開ということの要望はございませんでした。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい、わかりました。ちなみにこの建物はもう古いということなので、将来的には解体という方向なのか、そこの、今後の利用状況だけお聞きして終わりたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤こども課長。

○こども課長（伊藤貢君） はい、議員ご指摘のとおり古い建物で老朽化も著しくて、転用が難しい状況にございます。ということで転用の手続を行わないで、解体にして更地にしたいというふうに考えてございました。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） なければこれで質疑を終わります。

これより議案第25号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。討論もないようですので、直ちにお諮りをいたします。

議案第25号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案可決すべきものと決定いたしました。

はい、以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。2月26日の本会議における議案第24号から第26号の3件の委員長報告につきましては、

委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい、異議なしと認めます。

以上で付託事件審査を終わります。説明員の入れかえのため暫時休憩をいたします。

午前10時10分 終了（付託事件審査部分）

○

教育民生常任委員会委員長 熊坂伸子